

四日市市告示第93号

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第138号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、市内の創業者（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第24項に定めるものをいう。）及び第二創業（既存の中小企業者及び小規模事業者が事業転換並びに新事業及び新分野への進出を図るものをいう。）を行う者（以下、「第二創業者」という。）に対する支援事業を行う者に対し、事業に要する経費に対する補助を行うことにより、市内の創業及び第二創業を促し、もって新規事業者の育成、雇用の創出、産業の新陳代謝の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助の対象となる団体は、<u>法第127条第1項</u>の認定を受けた創業支援等事業計画（以下、「認定創業支援等事業計画」という。）に基づき、創業支援等事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、市内の創業者（産業競争力強化法第2条第23項に定めるものをいう。）及び第二創業（既存の中小企業者及び小規模事業者が事業転換並びに新事業及び新分野への進出を図るものをいう。）を行う者（以下、「第二創業者」という。）に対する支援事業を行う者に対し、事業に要する経費に対する補助を行うことにより、市内の創業及び第二創業を促し、もって新規事業者の育成、雇用の創出、産業の新陳代謝の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(補助対象団体)</p> <p>第2条 補助の対象となる団体は、<u>産業競争力強化法第113条第1項</u>の認定を受けた創業支援事業計画（以下、「認定創業支援事業計画」という。）に基づき、創業</p>

に取り組む創業支援等事業者のうち、その代表者となる法人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 認定創業支援等事業計画に基づき実施する創業支援等事業
- (2) (略)

支援事業に取り組む創業支援事業者のうち、その代表者となる法人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 認定創業支援事業計画に基づき実施する創業支援事業
- (2) (略)

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)